

**活力ある持続可能な地域社会を実現するための
地方税財政改革についての意見**

令和4年5月25日

地 方 財 政 審 議 会

活力ある持続可能な地域社会を実現するための 地方税財政改革についての意見

はじめに	1
第一 目指すべき地域の姿と地方財政のあり方	3
1. 目指すべき地域の姿	3
2. 目指すべき地方財政のあり方	4
(1) 持続可能な地方税財政基盤の構築	4
(2) 地方財政の健全化	4
第二 新型コロナウイルス感染症への対応と原油価格・物価高騰等 への対応	6
1. 新型コロナウイルス感染症への対応	6
(1) 地方自治体による新型コロナウイルス感染症への対応と国 による財政支援	6
(2) 今後の対応	7
①ワクチン接種の促進	7
②保健所をはじめとする地域における健康危機管理体制の確保	8
③公営企業の資金繰りへの対応	8
④地方財政の歳出構造の平時化	9
2. 原油価格・物価高騰等への対応	9
第三 地方税財政改革の方向	11
1. 一般財源総額の確保等	11
(1) 一般財源総額の確保	11
①地方歳出と一般財源総額の確保	11
②国と地方の財政の違い	12
③地方の財源不足を巡る議論	13
(2) 地方財政計画	14
①地方財政計画の基本的役割	14
②地方財政計画と決算の関係	14

i) 計画と決算の比較	15
ii) 枠計上経費	15
③地方公務員の定年引上げへの対応	16
(3) 地方交付税の役割	17
2. 地方財政の健全化に資する取組等	17
(1) 地方財政の「見える化」	17
(2) 公営企業等の経営改革	18
①経営戦略に基づく経営改革の推進	18
②公営企業会計の適用拡大等による「見える化」の推進	19
③第三セクター等の経営健全化の推進	19
(3) 地方自治体の経営・財務マネジメントの強化	20
(4) 地方債資金の確保	20
(5) 宝くじの活性化による地方財源の確保	21
第四 活力ある持続可能な地域社会に向けた取組	22
1. デジタル田園都市国家構想の実現	22
(1) マイナンバーカードの普及	22
(2) 地方自治体のDXの推進	23
(3) 地域におけるデジタル社会の推進	24
(4) 地方創生の推進	24
2. グリーン社会の実現	25
3. 安全・安心の確保のための防災・減災、国土強靭化の推進	26
4. 公共施設等の適正管理	27
5. 水道・下水道事業における広域化等の推進	28
6. 全世代型社会保障制度の構築	28
7. 公立病院経営強化の推進	29
8. 多様な広域連携の推進及び持続可能な地域コミュニティの形成	30
おわりに	32

資料

活力ある持続可能な地域社会を実現するための 地方税財政改革についての意見

令和4年5月25日
地方財政審議会

当審議会は、活力ある持続可能な地域社会を実現するための地方税財政改革について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

時代を画するような出来事が続いている。

新型コロナウイルス感染症との戦いは3年目となったが、今もなお、収束に向けた道筋は不透明である。感染リスクを引き下げながら経済社会活動を継続するという、新たな日常を実現する必要がある。

ロシアのウクライナ侵略によって地政学的なリスクのあり様が大きく変化するとともに、原油・資源・穀物高、市場の不安定化等、世界の経済が激震に見舞われており、我が国の国民生活にも影響が及んでいる。

こうした動きに対して、国が主導的な役割を果たすことが求められることは言うまでもない。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症を克服するためのワクチン接種や地域における医療提供体制の確保、原油価格・物価高騰等により厳しい環境に置かれた生活者や中小・小規模事業者に対する支援等、地方自治体に求められる役割も大きい。

こうした喫緊の課題だけでなく、地域のデジタル化・脱炭素化の推進、人口減少・少子高齢化への対応、防災・減災、国土強靭化の推進等、地方自治体が取り組まなければならない課題は山積している。

多難で不安定な時代だからこそ、地域住民に身近な存在である地方自治体が、喫緊の課題に機動的に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供する役割を確実に果たすことが、極めて重要である。

また、そのためには、地方交付税をはじめとする一般財源総額を確保するとともに、将来を見据えながら、持続可能な確固たる行財政基盤を構築することが不可欠である。

近く、政府はいわゆる「骨太の方針」において、経済財政運営と改革の基本方針を示すこととしている。また、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の課題解決や魅力向上を実現する「デジタル田園都市国家構想基本方針」も取りまとめられる予定である。

こうした状況に鑑み、当審議会は、目指すべき地域の姿と地方財政のあり方を掲げた上で、活力ある持続可能な地域社会を実現するための地方税財政改革に対する考え方を示すこととした。

第一 目指すべき地域の姿と地方財政のあり方

1. 目指すべき地域の姿

どのような地域であっても、どの時代に生まれても、住民の安心と安全、満足度を高めて、幸せをもたらし、社会経済の変化にも対応する活力ある持続可能な地域社会が、目指すべき地域の姿である。

我が国における住民への身近な行政サービス提供の担い手は、地方自治体である。国と地方を通じた歳出のうち、社会保障、教育、社会资本整備など、住民に身近な行政サービスに関連する経費の多くは、地方自治体を通じて支出されている（**資料1**）。地方自治体には、こうした役割を引き続き適切に担っていくことが期待されている。

一方で、人口減少や少子高齢化の深刻化により、人口構造に大きな変化が生じていることに加え、かねてからの首都圏に対する地方からの人口流入や経済活動の一極集中の大きな流れに伴い、一部の地方では医療・介護や移動手段の確保など、生活を支えるサービスの提供に課題が出てきている。そのような状況において、長期化する新型コロナウイルス感染症への対応に加え、激甚化・頻発化する自然災害に備えるための防災・減災対策等、住民の生命と安全を守る地方自治体の役割はますます高まっている。

そのため、地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組むことと同時に、活力ある持続可能な地域社会の実現に向けて、積極的なデジタルの活用（DX）とグリーン化（GX）の推進により、地域固有の資源を最大限活用し、地域経済の活性化や行政サービスの維持・向上を図るとともに、地方への人の流れを創出・拡大し、関係人口の拡大を図り、防災インフラの整備をはじめとする防災・減災対策等に積極的に取り組むことが求められている。

地方自治体が、社会経済情勢の大きな変化に柔軟かつ的確に対応し、人々の生活に必要なサービスを安定的、持続的に提供していくことが、住民の生活を守り、住民が幸せに暮らすことができる持続可能な地域社会

の実現につながる。

2. 目指すべき地方財政のあり方

(1) 持続可能な地方税財政基盤の構築

地方自治体が、住民生活に身近なサービスを安定的、持続的に提供した上で、それぞれの地域の実情に応じて、創意工夫を凝らしながら活力ある地域社会を構築していくための取組を進めていくためには、持続可能な、確固たる税財政基盤の構築が不可欠であり、地方自治体が自らの判断で自由に使うことのできる地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保していく必要がある。一般財源をどの程度確保できるかが、地方の円滑な財政運営の可否に直結する。

その際、まずは、地方税の充実確保と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきである。

その上でなお生じる税源の偏在に関しては、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き適切に発揮されることが必要である(資料2)。このため、地方交付税の総額を適切に確保すべきである。

(2) 地方財政の健全化

持続可能な地方税財政基盤の構築が重要である一方、近年の地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成8年度以降、継続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する巨額の財源不足が生じている(資料3)。また、近年における地方の債務残高は約200兆円規模で高止まりしている。その中でも、臨時財政対策債の残高は、平成13年度の制度創設以降、右肩上がりに増加し、平成30年度末には約54兆円に至り、令和4年度には税収の改善等を背景に減少し

たものの、年度末残高は、なお約 53 兆円となる見込みである（資料 4）。

地方財政の本来あるべき姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高によって圧迫されない状態であり、その増加額をできるだけ抑制するよう地方交付税総額を確保した上で、中長期的には、計画的に特例的な地方債への依存の改善と、交付税特別会計借入金を含む債務残高の引下げに取り組んでいく必要がある。

このため、経済あっての財政の考え方の下、活力ある持続可能な地域社会を構築するための施策に積極的に取り組み、地域経済を立て直すことにより地方税等の自主財源の増加に努めるとともに、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うことが重要である。

第二 新型コロナウイルス感染症への対応と原油価格・物価高騰等への対応

1. 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 地方自治体による新型コロナウイルス感染症への対応と国による財政支援

地方自治体は新型コロナウイルス感染症対応の現場を担い、国民の生命と生活を守るために、ワクチン接種や医療提供体制の確保等に取り組んでいるところである。新型コロナウイルス感染症の蔓延のような国の緊急事態に際しては、地方自治体が財源面での心配なく対策に取り組むことができるよう、国として必要な財源を確保することが重要である。

このようなことから、新型コロナウイルス感染症対策のための財源については、これまで新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など、ほとんどの事業を全額国費対応とする一方、地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的で必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）をはじめとした財政支援が講じられてきたところである。

具体的に、令和2年度の地方自治体の普通会計決算を見ると、過去最大の125.5兆円となった歳出のうち、新型コロナウイルス感染症対策関連経費が25.6兆円であり、その財源については、そのほとんどが国庫支出金等により措置された。

新型コロナウイルス感染症に対する財源確保として国が主導的な役割を果たしたのは、国際的に見ても標準的な姿であり、感染症発生前後の国と地方の債務の状況を比較すると、各主要国においても、国において責任を持って新型コロナウイルス感染症対策に必要な財源が確保された結果、地方に比べて国の債務の増加幅が大きくなっていることが確認できる（資料5）。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税、地方譲与税が

0.8兆円の減となったが、これに対しては、令和2年度限りの措置として減収補填債の対象税目が追加されるなど、制度的な対応も実施された。

こうしたことから、財源面で言えば、新型コロナウイルス感染症対策により、令和2年度の地方自治体の財政運営に大きな支障は生じなかつたものと考えられる。

その中でも、国による補正予算の編成に先んじて地方自治体が独自に地域で必要な対策を講じたケースや、国の交付金等が実際に交付されるよりも前に地方自治体において支出が必要となったケースなどにおいては、一時的な財源等として財政調整基金等が活用され、日々状況が変わる新型コロナウイルス感染症への対応が迅速に行われたところであり、不測の事態においても地方自治体が機動的な財政運営を行うための基金の意義が改めて認識されることとなった。

こうしたことを踏まえ、引き続き、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間においては、地方自治体が対応に躊躇なく取り組み、万全を期すことができるよう、感染状況に応じて、国は、必要な財政支援を迅速かつ丁寧に行っていくべきである。また、地方自治体においては基金を柔軟に活用することなどにより、引き続き、新型コロナウイルス感染症へ迅速に対応することが期待される。

一方、地方創生臨時交付金を活用した地方自治体の事業の中には、新型コロナウイルス感染症対応としての関連が分かりにくいものがあるという指摘がある。地方自治体においては、事業の趣旨や目的、効果、実施状況などについて、議会や住民等に対し、説明責任を果たしていくことが求められる。

（2）今後の対応

①ワクチン接種の促進

今後とも、必要な保健医療体制を確保しつつ、ワクチン接種の促進や感染防止策の強化に取り組んでいくことが重要である。その中でも、ワクチ

ン接種に関して、地方自治体においては、若年層に対する3回目接種の更なる促進、今後の高齢者等に対する4回目接種の対応が求められているところであり、引き続き、接種の実務を担う市町村やそれを支援する都道府県の実情を十分に踏まえ、国として円滑な接種を支援するとともに、そのために必要な経費については、広く国が全額負担する必要がある。

② 保健所をはじめとする地域における健康危機管理体制の確保

今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所の体制強化のため、感染症対応業務に従事する保健師を、令和3年度及び令和4年度の2年間でコロナ禍前より900名増員するために必要な地方財政措置を講じており、各地方自治体においては、この措置を踏まえた保健所の体制強化の取組が進められている。

併せて、地方自治体間での応援派遣やI H E A T¹による専門職の確保の取組のほか、ITを活用した自宅療養者の健康観察業務の効率化など保健所の業務効率化の取組が進められている。

今後、国においては、こうした取組を含め、これまでの対応を客観的に評価し、次の感染症危機に備えて、危機に迅速・的確に対応するための感染症対応体制の強化策を中長期的な観点から取りまとめることとしており、各地方自治体においては、その動向に十分に留意しつつ、引き続き地域における健康危機管理体制の確保に取り組むことが重要である。

③ 公営企業の資金繰りへの対応

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の料金収入が減少した場合、こうした減収による資金不足については、特別減収対策企業債を発行できることとしてきた。

¹ Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略。健康危機発生時においても保健所の適切な業務執行体制を確保するため、予め登録された民間の医師、保健師、看護師等の外部専門家を保健所等に派遣し支援を行う仕組み。

令和2年度には 783 億円の特別減収対策企業債が発行され、令和3年度においても交通事業を中心に 607 億円の発行同意等がなされており、公営企業の資金ニーズを踏まえ、令和4年度においても制度を継続することとされたところである。

今後とも、特に交通事業における新型コロナウイルス感染症の影響による公営企業の資金繰りの動向を注視し、想定を超える大幅な減収が継続する場合には、民間事業者への国の支援の状況等も踏まえ、適切な対策を検討する必要がある。

④ 地方財政の歳出構造の平時化

新型コロナウイルス感染症が収束し、感染症対策経費が大きく減少した後にあっては、地方創生臨時交付金のような特別な財源措置がなくなることや、特例的に引き上げられている国庫補助金の補助率が本来の割合に戻されることなど、地方財政の構造が平時に戻ることとなる。

各地方自治体においては、感染が収束した後、これまでのような国からの特例的な財政支援が行われることを前提とせずに、事業執行に必要となる財源確保について合理的な見通しを立てるなど、財政運営の持続可能性の確保に十分配意する必要がある。

2. 原油価格・物価高騰等への対応

我が国経済については、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和されつつあるものの、その影響を大きく受けた業種、そこで働く方々など、国民生活や経済への影響は依然として続いている。

こうした中、ロシアによるウクライナ侵略などの影響により、世界規模で不確実性が高まり、原油や穀物等の国際価格は変動を伴いつつ、高い水準で推移している。加えて、最近の円安の進行による輸入物価の上昇が家計や輸入企業等に与える影響にも注意が必要である。

こうした状況を踏まえ、原油価格や物価の高騰による国民生活や経済活動への影響に対応し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするため、政府においては、令和4年4月26日に「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(以下「総合緊急対策」という。)」が取りまとめられたところである。

総合緊急対策においては、地方自治体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、地方創生臨時交付金に新たに「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」(1兆円)を創設することとされている。また、原油価格高騰対策に係る特別交付税措置により、生活困窮者等に対する灯油購入等の助成等の地方自治体が実施する原油価格高騰対策への財政支援をきめ細かく行うこととされている。

疲弊した地域経済の回復に向け、地方自治体は、総合緊急対策に基づき、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」等を活用し、原油価格高騰対策や生活困窮者等への支援等に積極的に取り組むことが期待されている。また、国においては、地方自治体がこれらの取組を迅速かつ適切に執行できるよう、生活者及び事業者の声や地方自治体の意見を踏まえた支援をすべきである。

第三 地方税財政改革の方向

1. 一般財源総額の確保等

(1) 一般財源総額の確保

① 地方歳出と一般財源総額の確保

「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定、以下「基本方針2021」という。)において、令和4年度から令和6年度までの3年間について、「交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」こととされたところである。

2022年からは団塊の世代（1947～49年生まれ）が75歳以上の後期高齢者に入り始め、2025年には全員が後期高齢者に移行し、これに伴って、社会保障関係費の急増が見込まれている。その中でも、介護・医療等の経費がこれまで以上に増加することが見込まれており、国の法令や制度に基づいて義務的に生じる地方負担はますます大きくなることが想定される。

また、給与関係経費については、既に相当の職員削減が行われてきたが（資料6）、感染症への対応を踏まえた保健所の恒常的な人員体制強化をはじめ、デジタル化の推進、相次ぐ自然災害への対応や防災力の強化、児童虐待防止対策といった政府決定に基づき国と地方の役割分担のもと実施していく施策など、行政需要の増加に適切に対応していくための人材を確保していく必要がある。

投資的経費については、公共施設等の老朽化に伴う集約化・複合化や長寿命化対策等の適正管理、維持補修や更新投資に加え、防災・減災、国土強靭化事業に対する財政需要の増加が見込まれる（資料7）。

こうした状況の下、地方自治体が行政サービスを安定的に提供し、日々直面する行政課題に対応していくためには、地方自治体の財政面での将

来不安を取り除き、各地方自治体が予見可能性を持ちながら、計画的かつ安定的に財政運営を行うことができるようになることが必要不可欠である。

このため、令和5年度以降においても、社会保障関係費の増加が見込まれる中で、地方自治体が、住民に身近な行政サービスを安定的に提供しつつ、活力ある持続可能な地域社会を構築するための施策に積極的に取り組めるよう、地方財政計画の歳出に必要な経費を計上した上で、「基本方針2021」に沿って一般財源総額を安定的に確保すべきである。

②国と地方の財政の違い

地方財政の状況について、国のプライマリーバランスの赤字が継続する一方で地方は黒字が継続し、国の長期債務残高が増加する一方で地方は減少している等、国と地方全体の財政状況を比較した議論がある。

地方財政は、規模や経済的・社会的諸条件の異なる1,788の自主的な財政の集合体であるため、地方を国と対比しうる単一の財政主体として認識すべきではない。通貨発行、金融・経済政策、税制等の権限の差異からも、国と地方自治体の財政状況を単純に比較することは不適当である。

地方自治体は、例外的に認められている範囲内でしか赤字地方債（臨時財政対策債）を発行することができない。そのため、収支均衡を図るために歳出を削減せざるを得ず、個々の地方自治体において、住民合意の下、投資的経費をはじめとする歳出の抑制努力が行われてきた。その結果として、プライマリーバランスや債務残高の数値が国と比較して良くなっているものである。

また、地方財政計画の策定に当たっては、歳出と歳入を一致させるものであるため、歳出を削減してプライマリーバランスを黒字化するということは、それに見合う歳入も減少させることであり、地方財政に余裕があるということにはならない。

なお、諸外国においても、地方の財政赤字や債務残高は、国と比較して大幅に小さい。さらに、諸外国と比較して我が国では、地方が多額の債務

残高を抱えている状況にある（資料8）。

③地方の財源不足を巡る議論

地方は、これまで国を上回る歳出の抑制努力を続けてきた（資料9）。しかし、バブル崩壊後の収税の落ち込みや、景気対策・減税等の国の施策への対応、社会保障関係費の増加等を背景に、平成8年度以降、継続して巨額の財源不足が生じており、令和4年度における財源不足も2.6兆円と巨額に上っている（資料3）。

地方の財源不足については、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は法定率の変更を行うものとされており、本来、法定率の引上げにより地方交付税総額を安定的に確保することが望ましい。しかしながら、国の財政状況が厳しく地方交付税の法定率の引上げが容易ではないため、毎年度の地方財政対策を通じ、いわば次善の策として、国は地方交付税の増額、地方は臨時財政対策債の発行等により補填しているのが実情である。

こうした経緯により、地方の債務残高は、投資的経費の縮減によって建設地方債の残高は減少しているものの、財源不足に対応するために発行された臨時財政対策債の残高の増加により、全体として約200兆円規模で推移するなど地方財政は長期にわたって非常に厳しい状況にある。

現行の財源補填のルール（折半ルール）は、令和4年度が期限となっており、今後、令和5年度以降の財源補填のあり方について議論が行われることとなる。

地方財政の健全化のためには、本来的には、臨時財政対策債のような特例債になるべく頼らない財務体質を確立することが重要であり、まずは、財源不足の縮小に努め、臨時財政対策債の発行額の縮小に取り組むとともに、地方交付税の総額を安定的に確保できるよう、地方交付税の法定率の見直しを含め、政府において十分に議論すべきである。また、短期借入による金利変動リスクを抱える交付税特別会計借入金について、臨時財政対策債の発行抑制とのバランスを取りつつ、着実な償還に取り組む必

要がある。

(2) 地方財政計画

①地方財政計画の基本的役割

我が国では、多くの行政分野で国と地方の役割分担等を法令等により定め、地方自治体に支出を義務付けている（**資料 10**）。医療・福祉、介護、教育、警察・消防、ごみ処理など多岐にわたる行政サービスの担い手である地方自治体において、法令で義務付けられた事務事業や、国の予算に計上された施策が着実に行われるとともに、地域住民の福祉を増進するための一定水準の行政活動が実施できるよう、地方単独事業も含め財源を保障することは国の責務である。

そのための具体的な仕組みが地方財政計画である。翌年度の標準的な水準における地方財政の歳入・歳出の見込額を計上し、その収支の状況を明らかにした上で、国としての財源対策を決定し、地方自治体の財源保障を行っている（**資料 11**）。

地方財政計画に必要な歳出が計上されない場合、地方自治体の安定的な行政サービスの提供に必要な地方財源が保障されないこととなり、地方の財政状況は悪化し、地方の疲弊に直結する。このため、地方財政計画においては、標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出の総額を適切に見込むことが必要である（**資料 12**）。

②地方財政計画と決算の関係

地方財政計画に現実の財政運営の実態である決算の状況を反映させることは重要であるが、一方で、地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき、国が地方自治体の標準的な行政を保障するために作成する「翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」であり、国毎年度の予算に計上された施策と地方財政との調整を図るものであるこ

とから、決算額をそのまま基礎として計画を作成することは適当ではない。計画と決算は、ある程度の幅を持って考えられるべき関係にある。

i) 計画と決算の比較

地方財政計画と決算との比較については、計画が決算を上回っているのではないかとの議論があるが、これまでも総務省において、両者が比較可能となるよう所要の調整を行った上で公表が行われており、それによれば、近年は、決算額が計画額を上回る状況が続いている²。

また、地方財政計画と決算との関係上、決算に基づき後年度に精算を行う制度とはされていない。そもそも地方財政は、国のように単一の財政主体ではなく、規模や経済的・社会的諸条件の異なる 1,788 の自主的な財政の集合体である。財源の年度間の調整については、各地方自治体がそれぞれの財政の実態に応じて自主的に行うべきものである³。

ii) 枠計上経費

地方財政計画には、地方自治体が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費として、一般行政経費（単独）やまち・ひと・しごと創生事業費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費等が計上されている。

これらの枠計上経費について、事業の実績・成果を把握し、計上水準の必要性・適正性について検証すべきとの議論があるが、これらの経費は、各地方自治体が、それぞれの地域の実情や住民のニーズを踏まえ、効率的・効果的な事業を選択するなど、自主的・主体的に課題解決に取り組むためのものであることから、国が個々の経費を特定して積上げる方式で

² 財政制度等審議会では、地方財政計画と地方歳出決算を比較すると、継続的に 1 兆円前後、地方財政計画における歳出が決算における歳出を上回る試算結果となるとされているが、両者が比較可能となるよう所要の調整を行った総務省の試算では、決算額が計画額を上回っている。

³ 地方財政法第 4 条の 2 「地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。」

はなく、枠として計上されている。そのため、国が一義的にその実績や効果を判断するようなことは、地方自治体の自主性・主体性を損なうものであり、地方分権や地方創生の趣旨にも反することから、枠計上経費については、特定の経費ごとではなく、一般行政経費全体について、国として保障すべき水準の検討がなされるべきである。

一方、各地方自治体の事業については、法令によって義務付けられているものも含め、住民に対して説明責任を果たすとともに、その実績や効果について、それぞれの議会等において十分な検証が行われることが望ましい。また、国においても、地方単独事業（ソフト分）に係る決算情報の「見える化」の取組を適切に進めていくことが重要である。

③地方公務員の定年引上げへの対応

高齢期職員の豊富な知識、技術、経験等を最大限活用しつつ、複雑化・高度化する行政課題に的確に対応していくため、国家公務員について、国家公務員法が改正され、令和5年度より、定年を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げることとされており、地方公務員についても、地方公務員法が改正され、国家公務員と同様の対応を行うこととされている。

この定年の段階的な引上げにより、2年に一度、定年退職者が生じないこととなり、引上げ期間中、地方自治体にあっては、退職手当の支給額が年度間で大幅に増減することとなる。こうしたことを踏まえ、各地方自治体にあっては、退職手当の支給に必要となる財源を安定的に確保するため、退職手当組合や基金を活用すること等によって、退職手当に係る負担を年度間で平準化することが検討されている。令和5年度以降の地方財政計画の策定に当たっては、こうした地方自治体における制度運用の方針等を踏まえ、退職手当の支給に必要となる財源を安定的に確保するための方策を講じるべきである。

(3) 地方交付税の役割

我が国的地方交付税制度は、全国どのような地域に住んでいても標準的な行政サービスを受けられるようにするために、サービスの担い手である地方自治体に対して必要な財源を保障する財源保障機能と同時に、地方自治体間の財政力格差を調整する財源調整機能を有している（資料2、13）。

このように地方交付税制度は、地域間で税源が偏在している状況において、住民の生活を支える行政サービスを地方自治体が提供する上で、極めて重要な役割を果たしており、我が国の行政の基盤となる制度である。

そのため、地方交付税がその本来の役割である財源保障機能と財源調整機能を発揮できるようにするために、総額を確保した上で、各地方自治体に交付する地方交付税の額を適切に算定する必要がある。

地方交付税の原資である国税4税の法定率分⁴は、本来地方の税収とすべきものを国が代わって徴収するもので、「間接課徴形態の地方税」と考えるべきものである。地方の固有財源としての性格をより明確にするため、国税4税の法定率分を、地方法人税と同様に、国の一般会計を通さず、交付税特別会計に直接繰り入れることとすべきである。

2. 地方財政の健全化に資する取組等

(1) 地方財政の「見える化」

地方自治体が住民や議会等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や地方自治体のガバナンスの向上を図る観点から、決算情報等の「見える化」を図る必要がある。

地方自治体においては、財政状況資料集の活用等により、財政状況等の

⁴ 交付税原資は、国税4税（所得税、法人税、酒税、消費税）及び地方法人税であるが、後者は交付税特別会計に直接繰り入れられている。

公表を進めているが、引き続き、地方公会計の整備に伴い把握した財務書類等のデータも活用しながら、住民等への情報開示を進める必要がある。また、国においても、地方自治体の理解を得ながら、引き続き決算情報等の「見える化」を進めることが重要である。

地方公会計については、毎年度、各地方自治体において、決算年度の翌年度までに財務書類等の作成・更新を行い、分かりやすく公表するとともに、経年・地方自治体間の比較や指標による分析等により、資産管理や予算編成等に活用されることが重要である。国においては、地方自治体における財政マネジメントが強化されるよう、引き続き、財務書類等から得られる情報を公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活かした事例の収集・公表や、地方公会計に関する専門家の派遣等により、地方公会計の一層の活用を促すとともに、更なる地方公会計の整備・活用の方策を検討すべきである。

また、地方自治体の基金は、年度間の財源調整や、特定の事業の複数年度にわたる安定的な執行等のために設けられており、様々な地域の実情を踏まえて、それぞれの判断に基づき管理が行われている。そのため、各地方自治体において、議会、住民等に対して説明責任をより適切に果たしていくことが重要である。財政状況資料集において、基金に関する項目として、基金の考え方、増減の理由、今後の方針等について公表され、その充実が図られているところであり、引き続き、こうした「見える化」の取組を進めていくべきである。

（2）公営企業等の経営改革

①経営戦略に基づく経営改革の推進

公営企業は、住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。その経営環境が、人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により一層厳しさを増しつつある状況（**資料14**）においても、将来にわたり役割を果たしていくためには、人口減少や更新投資の増

大による影響を反映した中長期の経営見通しを立てた上で、事業のあり方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが求められる。

このため、各公営企業は、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定・公表した上でそれに基づく計画的な企業運営を行うとともに、策定済みの経営戦略について、取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価・検証の上、人口推計の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るなど、必要な改定を行いながら、不断の経営改革に取り組む必要がある。

また、経営基盤の強化を図る具体的な取組として、広域化や民間活用をはじめとする抜本的な改革を推進するとともに、計画的な料金水準の適正化が重要である。

各公営企業においては、経営に関する状況を明らかにしていく際に、議会や住民へ適切な説明を行い、合意形成を図りながら、持続可能な経営の確保に取り組んでいくことが求められる。

②公営企業会計の適用拡大等による「見える化」の推進

各公営企業がこれらの取組をより的確に進めるため、国は、抜本的な改革等の取組状況の把握・公表や公営企業会計の適用拡大により、経営状況等の「見える化」を推進すべきである。

このうち、公営企業会計の適用については、経営・資産の状況を正確に把握し、経営基盤の強化等を図るために重要な取組である。政府においては、令和5年度までを拡大集中取組期間として、人口3万人未満の地方自治体も含め、公営企業会計適用の取組を推進してきたところ、重点事業（下水道、簡易水道事業）については、着実な進捗が見られる。引き続き公営企業会計への移行が円滑に推進されるよう、国や都道府県による支援を行っていくべきである。その際、特に小規模自治体の負担の軽減が図られるよう、各種支援を講じるべきである。

③第三セクター等の経営健全化の推進

第三セクター及び地方公社については、これまで事業継続の是非を含む経営健全化の取組が継続的に行われており、一定の成果が現れている。

他方、財政的リスクが高い第三セクター及び地方公社がなお存在していることから、最近の経営状況等も十分踏まえ、これらと関係を有する地方自治体においては、各地方自治体の定める経営健全化の方針を踏まえ、一層の取組を進めるべきである。

(3) 地方自治体の経営・財務マネジメントの強化

人口減少や公共施設等の老朽化が進む状況において、地方自治体に関しては、公共施設等の適正管理や発生主義会計の適用による「見える化」の推進に加え、水道・下水道事業の持続的な経営を確保する観点から広域化等の推進や、持続的な地域医療提供体制を確保するための公立病院の経営強化の必要性も高まっている。

しかしながら、人材不足等のため、こうした分野の知識やノウハウが不足し、公共施設等の適正管理、地方公会計の整備、公営企業会計の適用、水道・下水道事業の広域化、公立病院の経営強化等の取組が遅れている地方自治体もある。

こうした地方自治体に当該分野の専門的な知識・ノウハウを提供し、経営・財務マネジメントを強化するため、新たな経営課題への対応を含め、地方自治体へのアドバイザー派遣による支援を引き続きしていくべきである。

(4) 地方債資金の確保

米国における利上げ等を背景とした国内長期金利の上昇など、経済・金融市場における先行きの不確実性が高まる状況においても、地方債資金を円滑に調達していくことが重要である。

具体的には、地方自治体が、一斉に更新時期を迎える公共施設等の老朽

化対策や防災・減災対策等の喫緊の課題に対応できるよう、財政力の弱い市町村のニーズ等を踏まえ、必要な公的資金を確保する必要がある。その際、地方共同の資金調達機関である地方公共団体金融機構は、安定的な経営の下で財務基盤の充実に努めるとともに、地方自治体の政策ニーズ等に的確に対応し、長期・低利の資金供給を適切に行うための貸付規模を確保すべきである。

また、臨時財政対策債については、地方の財源不足を補うための制度として創設されたものであり、地方の財源保障の観点から、国が責任を持って一定の資金を確保する必要がある。

加えて、都道府県・政令指定都市における市場公募化を推進するほか、いわゆる ESG 債⁵への関心が世界的に高まる状況において、日本でも各セクターにおいて ESG 債の発行が拡大するなど市場環境が変化していることを踏まえ、民間等資金の調達手段の多様化に取り組むべきである。

（5）宝くじの活性化による地方財源の確保

宝くじの収益金は地方自治体の貴重な自主財源として、様々な公益事業に活用されている。しかし、近年、宝くじの売上は減少傾向にあり、今後も、人口減少等により、宝くじを取り巻く環境が一層厳しくなることが想定される。

こうした状況において、宝くじの売上げ回復を通じた地方財源の確保を図っていくため、購入者のニーズを踏まえた商品の魅力向上や、デジタル化やポストコロナにおける社会経済情勢の変化を踏まえた販売・広告のあり方など、宝くじの活性化に向けて幅広い視点で議論・検討を行い、速やかに対策を講じていくべきである。

⁵ ESG とは環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）の略。ESG 債とは、ここでは、グリーンボンドをはじめとして、環境改善事業や社会貢献事業等の ESG に資する事業の実施のために発行する債券を指す。

第四 活力ある持続可能な地域社会に向けた取組

1. デジタル田園都市国家構想の実現

コロナ禍で地方を巡る社会経済情勢が大きく変化していることに加え、デジタルインフラの飛躍的な整備の進展、テレワークをはじめとしたデジタル技術利活用の浸透など、地方に住みながら様々な情報・サービスを利用できる環境が整ってきており、デジタル技術を活用する機運が急速に高まっている。こうした状況を踏まえ、デジタルの力を活用して地方創生に係る取組を一層高度かつ効率的に推進することによる地方活性化を図る環境が整いつつあり、これを機に、デジタル田園都市国家構想を実現することとされている。

デジタル田園都市国家構想の実現により、少子高齢化や過疎化といった地域社会が抱える様々な課題の解決につながることへの期待は大きく、地方自治体においては、今後取りまとめられる「デジタル田園都市国家構想基本方針」を踏まえつつ、目指すべき地域像を再構築した上で、構想の実現に向けた取組を推進していくことが求められる。

また、国においては、地方自治体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むとともに、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に取り組めるよう、地方財政計画に所要額を計上し、地方財政措置を講じるべきである。

(1) マイナンバーカードの普及

デジタル田園都市国家構想の実現に向け、オンラインでも安全・確実な本人確認ができるマイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となるものであり、行政手続のオンライン化による住民の利便性の向上と行政の効率化を推進する観点からも重要である。令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指し、これまで感染症対策等への対応の際に構築してきた地方自治体との間の連携体制も活用しつ

つ、カードの普及を強力に後押しするマイナポイント第2弾の実施、市区町村における申請機会の拡大及び交付体制の計画的な整備・充実、更なる利便性の向上など一層の普及に向けた取組を進める必要がある。

さらに、地域独自のポイント給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に実施できる自治体マイナポイントの基盤を整備し、全国展開を推進することが重要である。

（2）地方自治体のDXの推進

デジタル田園都市国家構想の実現に向けた行政のデジタル化の基盤整備のためには、住民に身近な行政を担う地方自治体のDXの推進が重要であり、住民の利便性向上に資する情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化などの各施策を着実に実施していくことが必要である。こうした取組は、情報システムの運用経費の軽減などを通じて、地方財政の健全化にも資するものである。

このため、国は、デジタル田園都市国家構想の理念や国の支援策等を地方自治体と共有するため、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を改定し、国の取組と歩調を合わせた地方自治体のDXの取組を強力に推進すべきである。また、地方自治体のDXの取組は、デジタル分野についての多岐にわたる専門的な知識が求められるため、その推進に向けて、外部デジタル人材を確保することが重要である。このため、市町村が外部デジタル人材の任用等を行うための経費について、引き続き財政措置を講じるとともに、地方自治体と外部デジタル人材のマッチング機能の強化や、外部デジタル人材同士のネットワークの強化等の取組を進めるべきである。

情報システムの標準化・共通化の取組については、財源面を含め国が主導的な支援を行うこととされており、国が整備するガバメントクラウド上に構築される標準準拠システムへの移行に要する経費については、国の責任において全額国費により措置すべきである。また、地方自治体の情報システムの運用経費等については、政府において、地方負担の3割の削

減を目指すこととされていることを踏まえ、新たに生じるガバメントクラウドの利用料やガバメントクラウドに接続するネットワークに係る運用経費等に関する国と地方の負担のあり方を整理する必要がある。その上で、これらの標準化・共通化に伴う情報システムの運用経費等の減少額については、地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方自治体の意見も踏まえながら、地方財政計画において適切な措置を講じるべきである。

（3）地域におけるデジタル社会の推進

光ファイバの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入等、情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会全体のデジタル化を進める必要がある。

令和3年度及び令和4年度の地方財政計画では、歳出項目として「地域デジタル社会推進費」が計上されたところであるが、令和5年度以降においても、デジタル田園都市国家構想の取組期間を踏まえつつ、地方自治体による、地域の実情に応じた、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等に対して、地方財政措置を講じるべきである。

あわせて、国は、「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」について、事例の深掘りや追加など充実化を行い、各地方自治体によるデジタル実装の取組をより一層促進すべきである。

（4）地方創生の推進

出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持することを目指す地方創生は未だ道半ばであり、デジタル田園都市国家構想の実現に向けては、従来の地方創生の取組を引き続き推進するとともに、デジタルの

力を活用して、こうした地方創生の取組をさらに発展させることが重要である。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、都市部では密な都市生活を回避する新たな価値観が芽生え、テレワークをはじめとしたデジタル技術の進展を背景に、地方への移住や就業への関心が高まっている。実際に、東京都では転出者が増加して 26 年ぶりに人口減少となったところである。地方自治体は、この機を捉え、活力ある持続可能な地域社会の実現のため、デジタル技術も活用しながら、地方への人の流れの創出・拡大、自立分散型地域経済の構築等に取り組むべきである。

人口減少・少子高齢化により生じる課題やその対処方針、目指すべき姿は地域ごとに様々である。今後、さらに超高齢化が進む状況において、地方自治体が、創意工夫を凝らしながら、地域の実情に応じた取組を推進していく必要性はますます高まっていくものと考えられる。

地方自治体が自主性・主体性を發揮しつつ地方創生に取り組めるようになるため、平成 27 年度の地方財政計画から、「まち・ひと・しごと創生事業費」が計上されており、各地方自治体においては、地方版総合戦略に基づいて様々な施策を展開している。人口減少・少子高齢化といった構造的な課題を解決していくためには長期間を要するものであり、令和 5 年度以降も、地方自治体が自主性・主体性を最大限発揮して取組を進められるよう、地方創生のための財源を適切に確保し、息長く支援すべきである。

2. グリーン社会の実現

世界各地で異常気象が発生する昨今、脱炭素化は待ったなしの課題であり、同時に、気候変動への対応は、経済成長の原動力になることから、地球 2050 年カーボンニュートラルの実現に挑戦している。また、2050 年目標と整合的で、野心的な目標として、2030 年度に、温室効果ガスを 2013 年度から 46% の削減を目指すこととしており、令和 7 年度までを集中期間として、あらゆる分野において、関係省庁が連携して、脱炭素を前提と

した施策を総動員していくこととしている。

地方自治体による地域の脱炭素化に向けた取組を支援するため、令和4年度には、環境省において、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を創設するなど、関係省庁において予算措置がなされたほか、地方自治体が率先して公共施設等の脱炭素化を計画的に実施できるよう、公共施設等適正管理推進事業債に新たに脱炭素化事業を追加するとともに、公営企業の脱炭素化の取組についても地方財政措置を講じることとされた。また、本年4月には、2030年度までに民生部門の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロ等を実現する「脱炭素先行地域」の初めての選定も行われたところである。

今後も、地方自治体が地域の脱炭素化の取組を着実に進められるよう、適切に財源を確保するとともに、それぞれの分野を所管する関係省庁が連携して、優良な取組事例を収集・共有するなど地方自治体の取組を支援すべきである。地方自治体においては、これらを活用し、地域の脱炭素化に積極的に取り組んでいくことが求められる。

3. 安全・安心の確保のための防災・減災、国土強靭化の推進

近年、地震、豪雨、高潮、暴風など、自然災害が激甚化・頻発化する状況において、住民の安全・安心を守る地方自治体の役割はますます高まっており、様々な自然災害に備えるための防災・減災対策に、これまで以上に積極的に取り組んでいくことが求められている。

現在、令和3年度から令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に取り組んでいるところであり、本対策に基づき行われる事業に係る地方負担については、引き続き、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債等により適切に財政措置を講じるべきである。

また、地方自治体が、本対策と連携しつつ、地方単独事業による取組を推進できるよう、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債、

緊急浚渫推進事業債について、地域の防災対策の実情やニーズ等を踏まえ、必要に応じて措置の拡充も検討しつつ、引き続き、適切に財政措置を講じるべきである。

各地方自治体は、自然災害から住民の生命と財産を守るため、こうした財政措置を積極的に活用し、防災・減災、国土強靭化対策に集中的に取り組む必要がある。

4. 公共施設等の適正管理

過去に建設された公共施設等が、一斉に更新時期を迎えており、国土強靭化の観点からも、公共施設等の老朽化に適切に対応していく必要がある。地方財政が極めて厳しい状況において、必要な対策を着実に実施するためには、各地方自治体が、中長期的な視点に立って、公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要である。

現在、ほとんどの地方自治体において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理のための公共施設等総合管理計画の策定が完了しており、さらに個別施設計画等の内容を踏まえた公共施設等総合管理計画の見直しが進められている。見直しが完了していない地方自治体については、適切に見直しを進め、見直しが完了した地方自治体についても、今後も不断の見直しを実施して更なる充実を図ることが必要である。国としても、見直しの状況等について、フォローアップを実施するとともに、適切な支援を行うべきである。

地方自治体の公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられた公共施設等適正管理推進事業債については、対象事業及び事業費を拡充した上で、令和8年度まで5年間事業期間が延長されたところであり、国においては、同事業債の拡充内容や活用策、取組事例等の周知を行うなど、広く地方自治体の取組を後押しすべきである。

5. 水道・下水道事業における広域化等の推進

住民生活に必要不可欠なライフラインである水道・下水道事業については、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い経営環境の厳しさを増しており、経営基盤の強化・経営効率化等により、持続的な経営を確保する必要がある。

このため、中長期的な視点に立った適切なストックマネジメントに基づく計画的な更新投資を進めるほか、広域化、PPP／PFIを含む更なる民間活用などに取り組んでいくことが重要である。

特に、広域化については、水道・下水道事業とともに、広域的な地方自治体である都道府県が広域化の推進に係る計画を令和4年度末までに策定することとされており、浄水場、処理場等の施設の多くが耐用年数を迎えることのあるこの機を捉え、同計画に具体的な施設の統廃合等をできる限り盛り込み、施設の更新費用の削減等に取り組んでいく必要がある。

令和4年度からは、公共下水道事業等の流域下水道への統合に係る地方財政措置を拡充するとともに、同一下水道事業内の処理区統合を下水道事業債（広域化・共同化分）の対象に追加したところである。国はこうした広域化の推進に係る財政措置や地方自治体における先進的な取組の周知等により、施設の統廃合をはじめとした広域化の実現に向けた各地方自治体の取組を引き続き支援すべきである。

6. 全世代型社会保障制度の構築

医療、介護、子育て等の社会保障施策の多くは、住民に身近な地方自治体により実施されており、地方自治体の果たす役割は極めて大きい。今後、全世代型社会保障構築会議において取りまとめられた中間整理を踏まえ、男女が希望どおり働く社会づくり・子育て支援や勤労者皆保険の実現・女性就労の制約となっている制度の見直し等についてさらに検討が進め

られることとなるが、引き続き、国と地方が連携しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。

公的価格の見直しについては、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、収入を引き上げるための財政措置が講じられたところである。令和5年度以降についても、国において、引き続き、必要な財源を確保するとともに、各地方自治体においては、こうした財政措置を活用し、職員の処遇改善について、適切に対応していく必要がある。

2025年を目指した地域医療構想の実現に向けては、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革も含めて一体的に推進することが重要である。各都道府県において第8次医療計画（令和6年度～令和11年度）の策定作業が令和5年度までかけて進められるが、医療法の改正により新興感染症等への対応に関する事項が医療計画へ位置づけられることなども踏まえ、引き続き国と地方が感染症への対応の視点も含めた持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた取組を進める必要がある。

国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となる制度となり、財政支援の拡充が行われたことを踏まえ、各地方自治体は、決算補填を目的とする法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けた取組を推進することが適当である。また、都道府県内保険料水準の統一に向けては、各都道府県の取組状況の分析、先進・優良事例の横展開に取り組むことが重要である。

なお、国民健康保険制度における普通調整交付金については、制度の基盤となる仕組みであり、見直しの議論をする場合は、所得調整機能を維持する観点から、慎重に検討すべきであり、地方の意見を十分に踏まえることが必要である。

7. 公立病院経営強化の推進

公立病院が医師不足等による厳しい経営状況に直面するとともに、医

師の時間外労働規制への対応が急務となる状況において、持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、医師・看護師等の確保を進めつつ、限られた医師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応にも配意しつつ、公立病院の経営を強化していくことが重要である。

そのため関係地方自治体は、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、令和4年度又は令和5年度中に公立病院経営強化プラン（以下「経営強化プラン」という。）を策定し、機能分化・連携強化、医師・看護師等の確保等に総合的に取り組むことが求められている。

また、都道府県は、市町村等の経営強化プランの策定や公立病院の新設・建替等に当たり、地域医療構想等との整合性を含めて積極的に助言する必要がある。加えて、医療資源が比較的充実した都道府県立病院等が、不採算地区病院をはじめとする中小規模の公立病院等との連携・支援を強化していくことも重要である。

国は、関係地方自治体における経営強化プランの策定や、同プランに基づく経営強化の取組が着実に実施されるよう、先進的な取組の周知や財政措置等により支援すべきである。

8. 多様な広域連携の推進及び持続可能な地域コミュニティの形成

2040年頃にかけて顕在化する少子高齢化を伴う人口減少やインフラの老朽化、大規模な自然災害や感染症等のリスクに的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、地方自治体が、それぞれの地域における行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通しである「地域の未来予測」を活用し、住民等とともに「目指す未来像」の議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要である。その上で、地方自治体は、連携中枢都市圏・定住自立圏や相互補完的・双務的な役割分担に基づく連携、都道府県による補完・支援など多様な手法の中から、

地域の実情に応じて最も適したものを選択できることが重要である。国においては、計画段階からの連携など、連携中枢都市圏や定住自立圏の取組の深化を図るとともに、それ以外の地域においても、複数の市町村による「地域の未来予測」の作成や、当該「地域の未来予測」に基づく広域連携を進めていくため、引き続き適切に地方財政措置を講じるべきである。

また、少子高齢化の進行や、それに伴う集落機能の低下等から、地域における共助による支え合いの必要性が高まっており、地域運営組織がその機能を果たしていくことが求められる。地域運営組織をはじめとした地域コミュニティを持続可能なものとするためには、その基盤となる自治会等を活性化させることが重要である。このため、地方自治体は自治会等の担い手確保・加入率向上やその活動の活性化等に向けた取組をする必要があり、国は地方自治体によるこれらの取組を積極的に後押ししていくべきである。

おわりに

令和2年国勢調査（確報値）の結果、我が国の人囗は、前回の平成27年調査からさらに減少し、1億2,614万6千人となった。総人口に占める15歳未満人口の割合は世界で最も低い水準にあり、65歳以上人口の割合は世界で最も高い水準にある。2040年には、団塊の世代とともに団塊ジュニア世代も高齢者となり、人口減少・少子高齢化が一層進展していく見通しである。

予期せぬ出来事が頻発する不安定な時代にあって、喫緊の課題に柔軟に対応しつつ、人口減少・少子高齢化のような構造的な問題にも適切に取り組み、活力ある持続可能な地域社会を構築していくことが重要である。課題が困難であればあるほど、それを乗り越えるための方策は、弥縫策であってはならず、より本質的なものであることが求められる。

地方自治体は、地域の実情を踏まえて、正面から困難に立ち向かいながら行政運営を行うことが必要である。

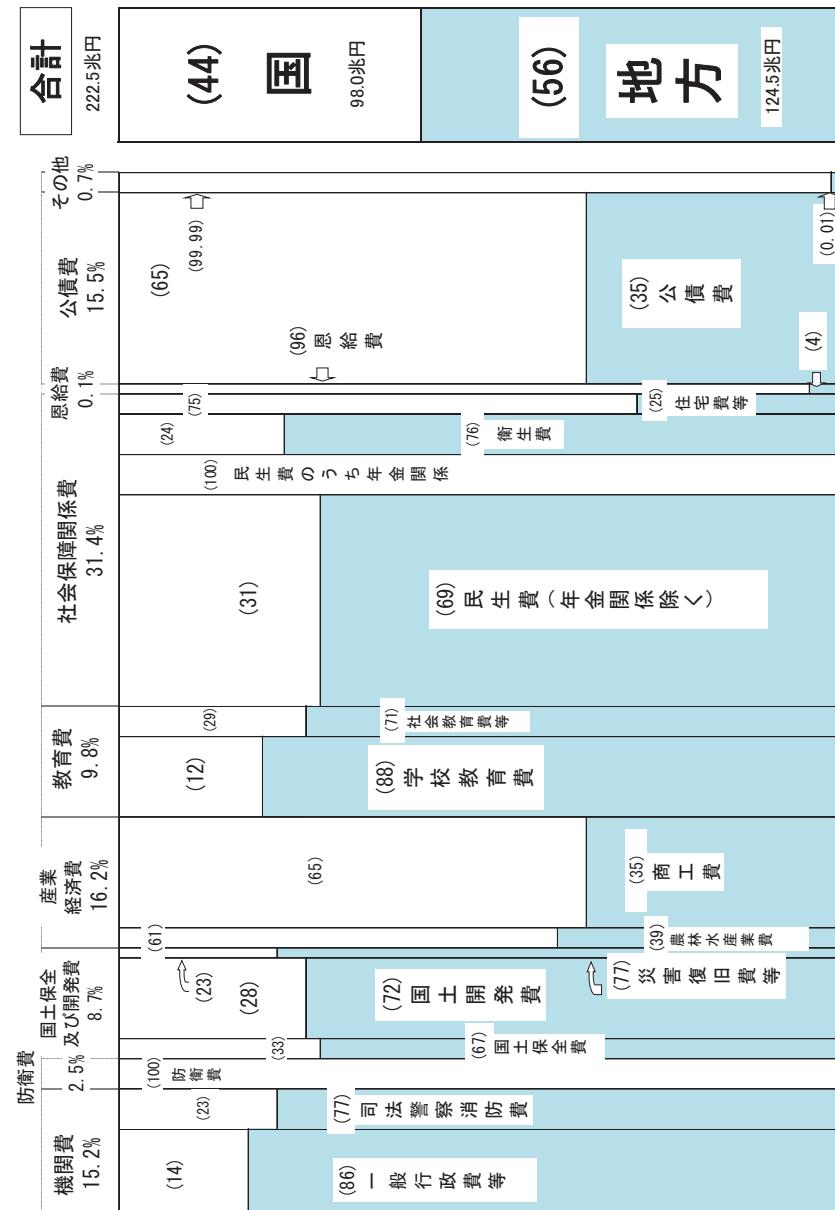
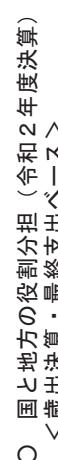
そして、地方自治体が、地域に必要な行政運営を行うための財源を確保することは国の責務であり、国は、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう万全の措置を講じるべきである。

改めて、国と地方の双方に対して、困難を克服し、活力ある持続可能な地域社会の実現に向けて取り組む固い決意を、期待してやまない。

割後タダの財政政策

卷之二

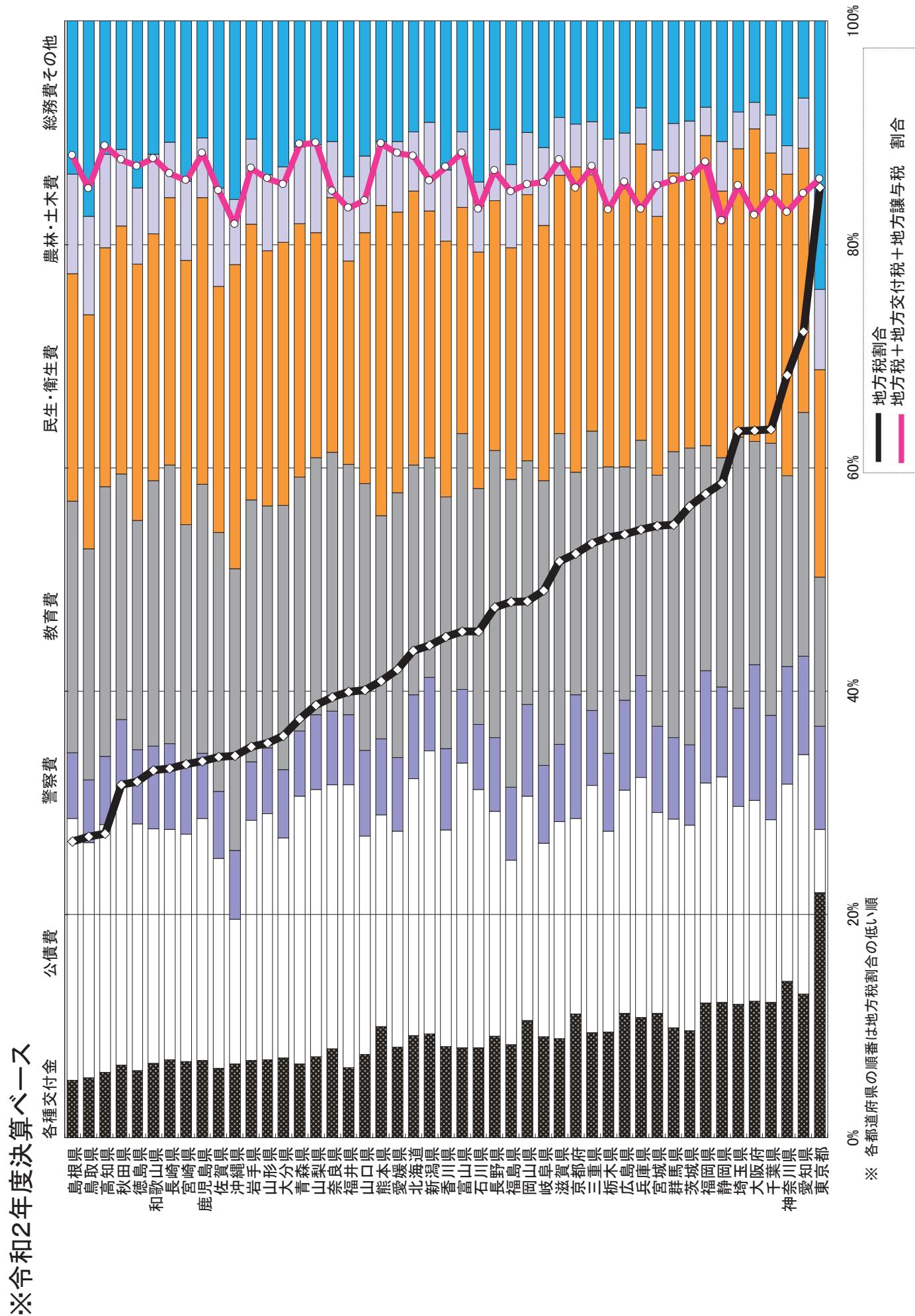
- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
 - その結果、政府支出に占める地方財政のウェートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで56%となつてゐる。



(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
計数は精査中であり、異動する場合がある。

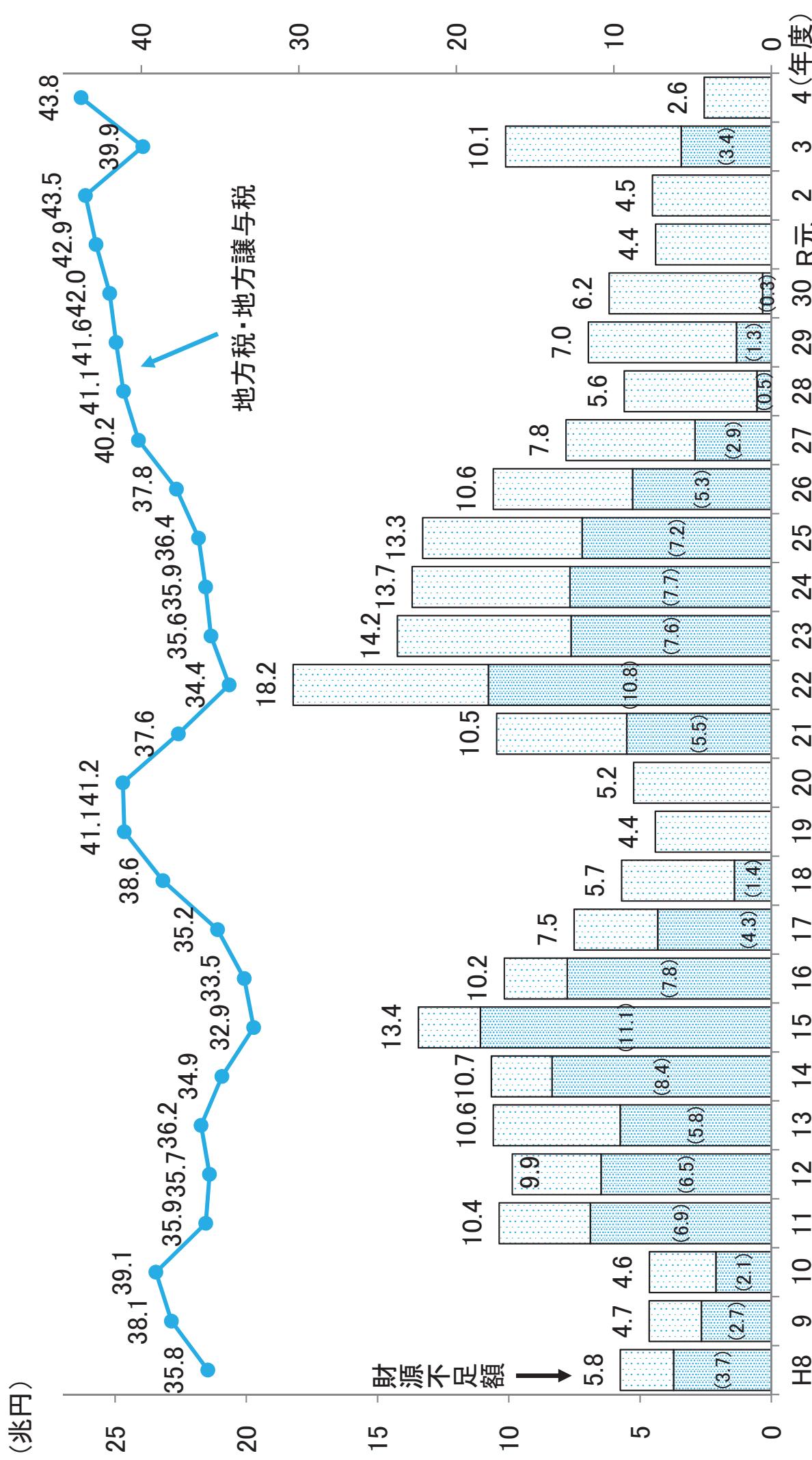
地方交付税による財源保障・財源調整の状況

資料2



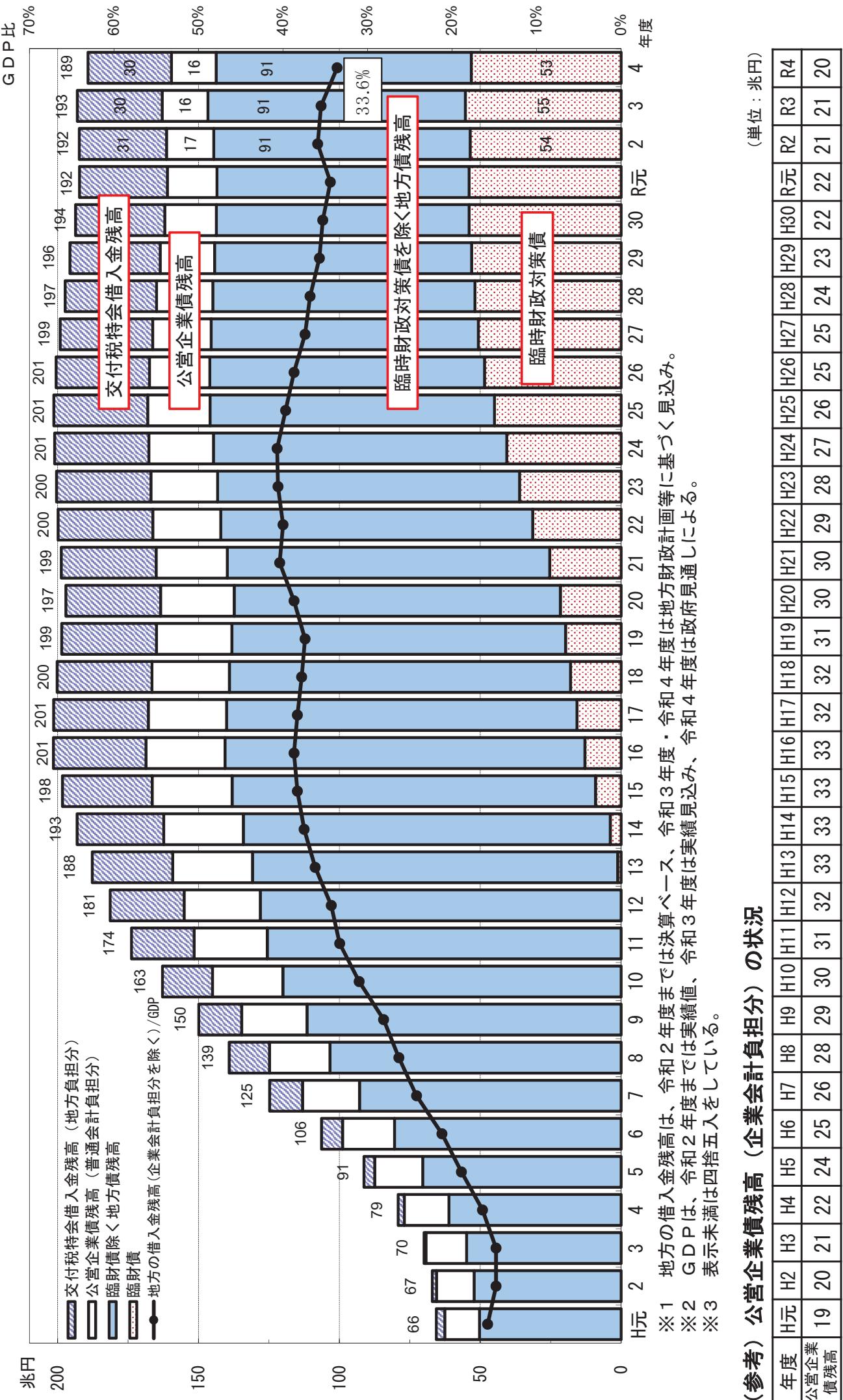
地方の財源不足額と地方税収

資料3



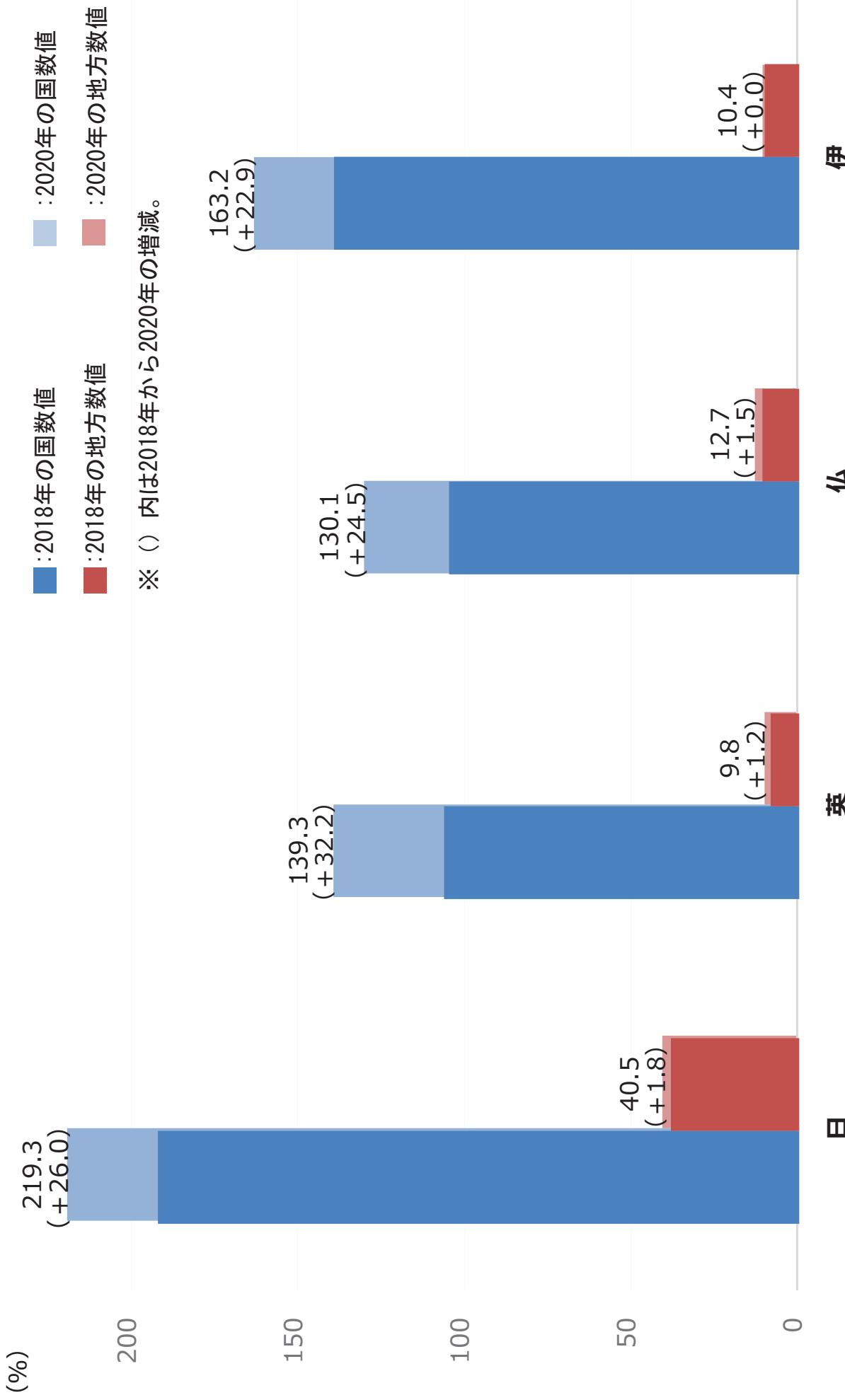
地方財政の借入金残高の状況

資料4



国・地方の債務残高（対GDP比）の国際比較

資料5



(出典) OECDデータ、内閣府「国民経済計算」より作成。
 (注1) 日本については、「国民経済計算」2020年度年次推計の数値を使用。また、交付税特別会計借入金のうち、地方負担分である31.0兆円(2020年度末時点)は、地方の債務残高に含めている。
 (注2) 一部の国については、暫定値を使用。

伊

仏

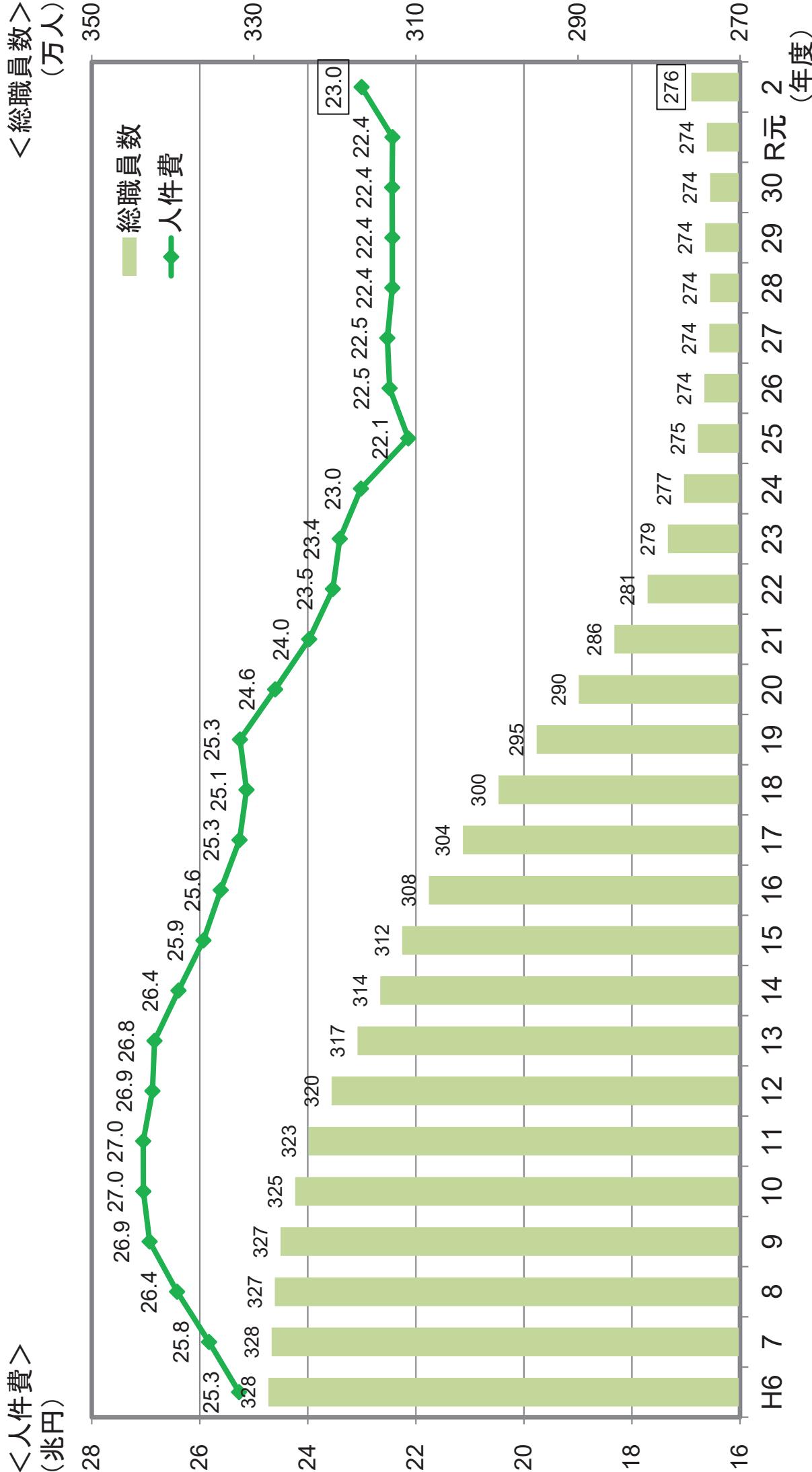
英

日

地方公務員の総職員数・人件費の推移

資料6

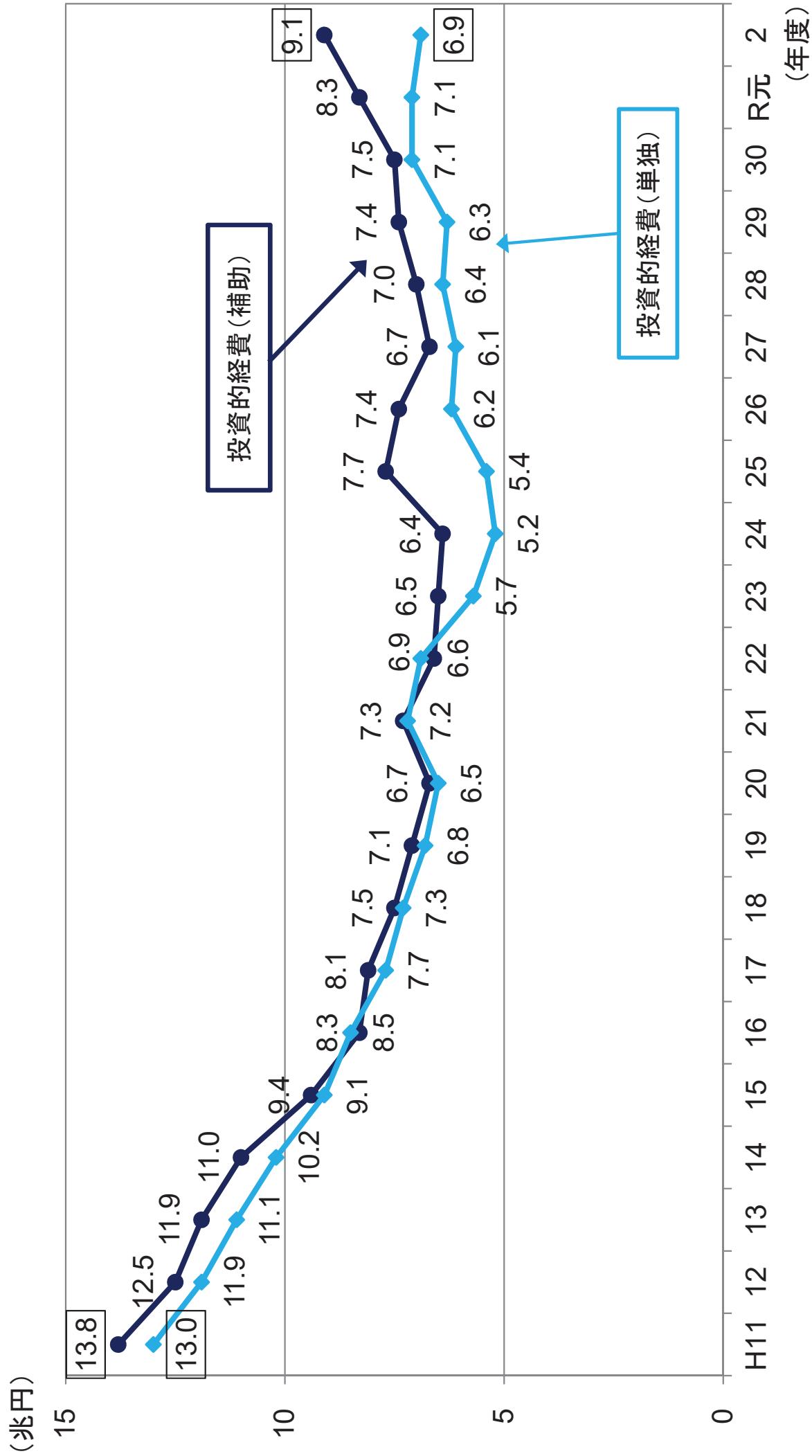
- 令和2年度の総職員数は約276万人で、ピーク時(H6: 約328万人)から約52万人(16%)減少。また、同年度の人件費(決算)は23.0兆円で、職員数の純減等によりピーク時(H11:27.0兆円)から4.0兆円(15%)減少している。



投資的経費の推移

資料7

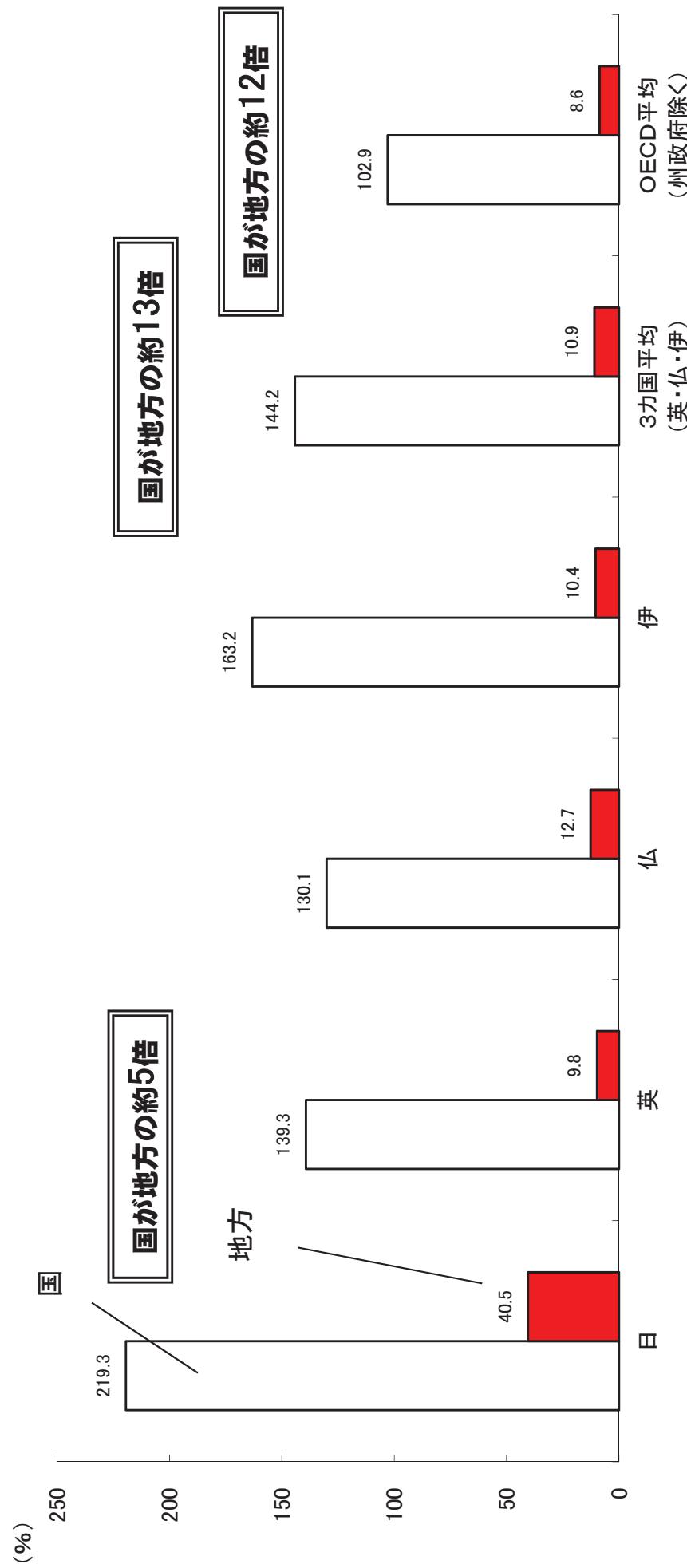
- 投資的経費の決算は、過去20年間で単独・補助ともに約6割に減少しているが、近年は、防災・減災、国土強靭化関連事業の増等により増加傾向。



国・地方の債務残高（GDP比）の国際比較

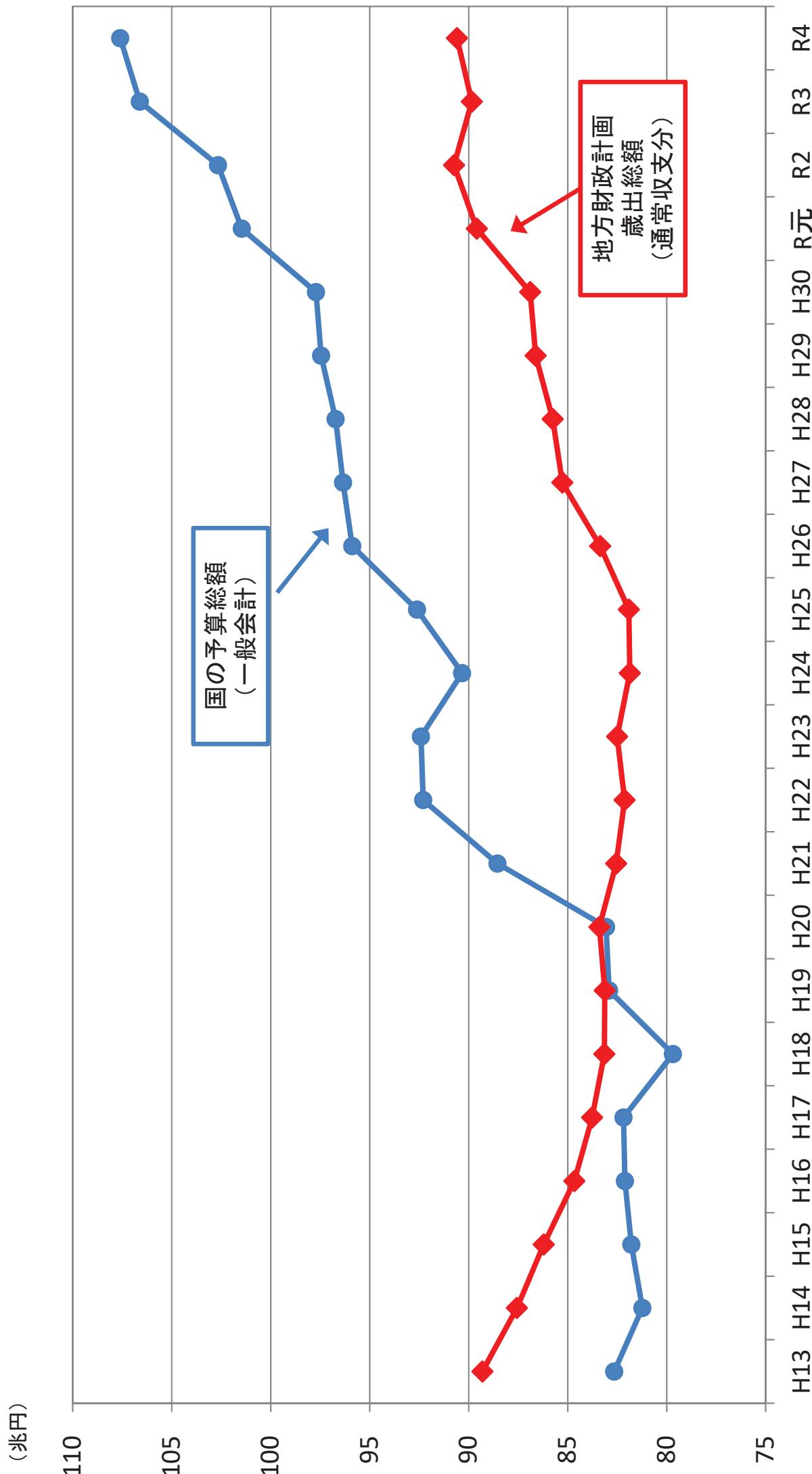
資料8

- 通貨発行、金融・経済政策、税制等の権限の差異から、国と地方の財政状況を単純に比較することは不適当。
- また、地方は例外的に認められている範囲内しか赤字地方債（臨時財政対策債）を発行できないことから、収支均衡を図るために歳出を削減せざるを得ず、個々の地方自治体において、住民合意の下、投資的経費をはじめとする歳出の抑制努力が行われてきた結果として、プライマリーバランスや債務残高の数値が国と比べて良くなっている。
- （令和4年度末見込み：国 ▲35.5兆円程度、地方：0.5兆円程度）
○ 諸外国においても、地方の財政赤字や債務残高は国と比較して大幅に小さい。さらに、諸外国と比較して我が国では、方が多額の債務残高（令和4年末：189兆円）を抱えている状況。



国の予算総額と地方財政計画歳出総額の推移

資料9



※ 国の予算総額(一般会計)は当初予算ベース

地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

資料10

地方財政計画（通常収支分）の歳出の大部分は、補助・地方単独とともに、小中高教職員・警察官等の入件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である。

地方財政計画(令和4年度)【90兆5,918億円】			(単位:億円)
給与・関係経費	補助 55,487	国 費 15,233	小中学校教職員等
199,644	地方単独 144,157	地方 費 40,254	地方警察官 21,381 消防職員 12,379 高校教職員 15,868 児童福祉司、ケースワーカー、 公立保育所育士等の福祉関係職員 等
補助 234,578	国 費 102,648	地方 費 94,529	生活保護、介護保険(老人ホーム、ホームヘルパー等)、 後期高齢者医療、障害者自立支援 等
一般行政経費 414,433	国の事業団等への出資金等 148,667	地方 費 131,930	一般行政経費(単独)は社会保障など住民に身近な地方の様々な取組に対応
補助 119,785	国保・後期高齢者 14,988	地方 費 147,231	予防接種、乳幼児健診、ごみ処理、警察・消防の運営費、道 路・河川・公園等の維持管理費、義務教育諸学校運営費、私 学助成、戸籍・住民基本台帳 等
直轄事業負担金 52.7%	地域社会再生事業費 4,200	地方 費 10,000	国保都道府県繰入金、国保・後期高齢者保険基盤安定制度(保険料軽減分)、 国保財政安定化支援事業
補助 33,448	地域デジタル社会 推進費 2,000	地方 費 5,594	
直轄・補助 (公共事業等) 56,648	直轄事業負担金 5,594	国 費 26,531	
直轄事業負担金 4.7%	地方単独 63,137	地方 費 24,523	清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、 公立高校など
補助 52.7%	公債 費 114,259	地 方 費	
公営企業繰出金 24,349	企業債の元利償還に係るもの 上記以外	14,398 9,951	(注) 小中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、 いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や補助事業を補完する 事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。
その他 33,448	地 方 費		上下水道、病院(高度医療等)等

地方財政計画の役割

資料11

地方交付税法(昭和25年法律第211号)

- (歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)
- 第七条** 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。
- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
- イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
- ロ 使用料及び手数料
- ハ 起債額
- 二 国庫支出金
- 木 雑収入
- ニ 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
- イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
- ロ 国庫支出金に基く経費の総額
- ハ 地方債の利子及び元金償還金

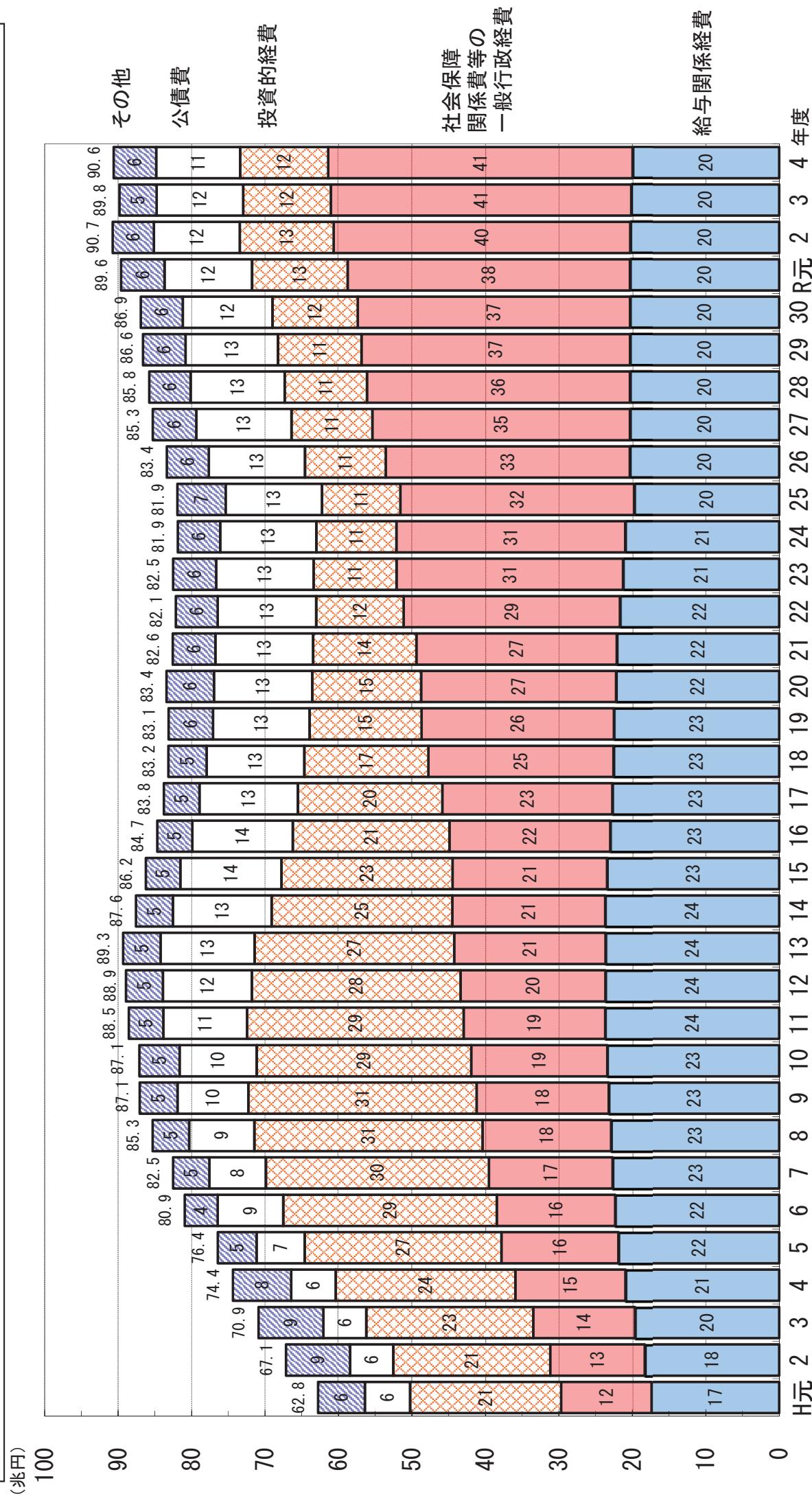
【地方財政計画の役割】

- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
 - ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
→ 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛られた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。
 - ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針
- したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。
- 歳入：超過課税、法定外普通税、法定外目的税
- 歳出：国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

地方財政計画の歳出の推移

資料12

- 社会保障関係経費(一般行政経費に計上)は高齢化の進行等により増加。
- 投資的経費は減少傾向にあつたが、近年は、防災・減災、国土強靭化関連事業の増等により増加傾向。
- 給与関係経費は減少傾向にあつたが、保健所の恒常的な人員体制強化のための保健師の増や児童福祉司の増等により横ばい。



地方交付税とは

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている
地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民
にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、**地方の**
固有財源である。

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「**国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）**

(参考) 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁)
地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、**地方の固有財源である**と考えます。

総 額：**所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額**

種 類：**普通交付税=交付税総額の94%**
特別交付税=交付税総額の 6%

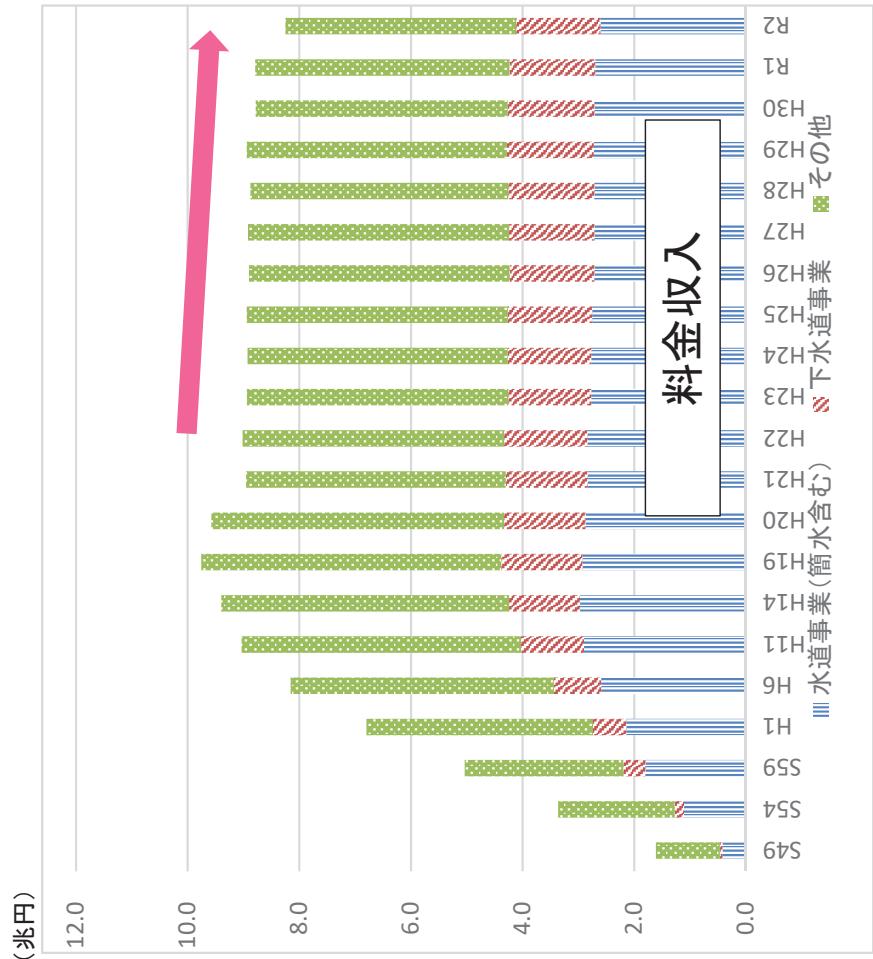
交付時期：**普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付**
ただし、大規模災害による特別の財政需要を参酌して繰上げ交付を行うことができる。
特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付
ただし、大規模災害等の発生時ににおいては、交付額の決定等の特例を設けることができる。

地方公営企業を取り巻く経営環境の変化

資料14

①地方公営企業の料金収入の推移

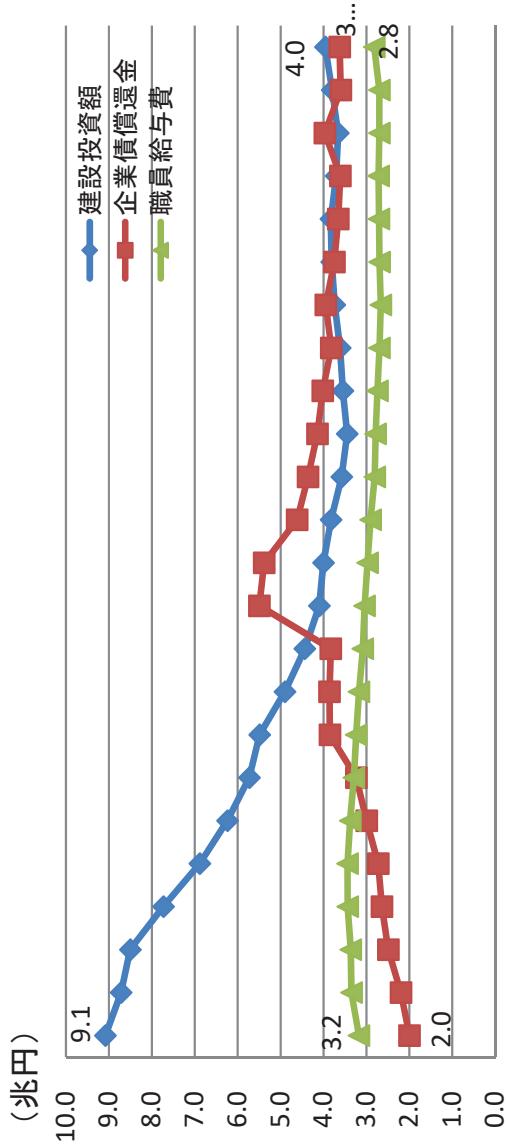
- 人口減少等に伴い、料金収入は減少傾向にある。
- 水道事業の料金収入は有収水量により平成14年度をピークとして減少傾向。
普及段階にある下水道事業は微増傾向だが、今後は水道事業と同様に減少に転じることが想定される。



※有収水量：料金徴収の基礎となつた年間給水量

②建設投資額の推移

- 建設投資額は、平成11年度から連続で減少していたが、施設等の老朽化に伴い更新需要が増大し、平成24年度から増加傾向にある。



参考：水道事業の有収水量(※)の推移及び更新投資額の推移

